

消防機関の検査を受けなければならない防火対象物並びに消防用設備等及び特殊消防用設備等について消防設備士等に点検させなければならない防火対象物の指定について

令和 6 年 1 2 月 4 日

高安消組消防局告示第 3 号

消防法施行令（昭和 3 6 年政令第 3 7 号。以下「令」という。）第 3 5 条第 1 項第 3 号及び第 3 6 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、消防長が火災予防上必要があると認めて指定する防火対象物は次のとおりとする。

1 消防機関の検査を受けなければならない防火対象物

令別表第 1（5）項口、（7）項、（8）項、（9）項口、（10）項から（15）項まで、（16）項口、（17）項及び（18）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が 5 0 0 平方メートル以上のもの

2 消防用設備等及び特殊消防用設備等について消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させなければならない防火対象物

令別表第 1（5）項口、（7）項、（8）項、（9）項口、（10）項から（15）項まで、（16）項口、（17）項及び（18）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が 1, 0 0 0 平方メートル以上のもの

附 則

1 この告示は、告示の日から施行する。

2 次に掲げる告示は、廃止する。

（1）消防用設備等の設置に際し消防機関の検査を受けなければならない防火対象物の指定について（平成 1 1 年高崎市等広域市町村圏振興整備組合消防局告示第 2 号）

（2）消防用設備等について有資格者等に点検させなければならない防火対象物の指定について（平成 1 1 年高崎市等広域市町村圏振興整備組合消防局告示第 3 号）